

普通財産再編行動計画(案)

1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、普通財産の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 普通財産再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、かつては行政財産としてそれぞれ設置目的をもって建設したものの、その後所期の目的を達成したことから用途を廃止し普通財産として、市が直営で使用しているもの、民間等へ貸し付けているもの、または未利用となっているものなど、24施設を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

倉庫や車庫（駐車場、駐輪場）、バスの待合所など、小規模な施設を除き市が普通財産として管理する24施設は、学校の統廃合や、代替施設の建設により当初の設置目的を果たしたものであり、多くが旧耐震基準の建物で、建築から30年以上を超え老朽化が進んでいるという視点から、対象施設の状況等について再検証します。

(1) 対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 314～325 ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		利用状況 (*は借地)
				機能	施設	
①旧美山診療所	八幡	53	147.59	—	廃止	無償貸与
②旧小那比小学校	八幡	61	1,374.00	—	廃止	未利用
③旧小那比中学校	八幡	69	1,024.00	—	廃止	有償貸与
④常盤町ふれあい会館	八幡	33	502.23	—	廃止	直営使用、一部有償貸与
⑤旧郡上八幡老人憩いの家	八幡	37	203.10	—	譲渡	無償貸与
⑥旧西和良保育園	八幡	48	147.00	—	廃止	無償貸与
⑦旧西和良小学校	八幡	23	1,385.64	—	継続	無償貸与
⑧学校記念館	八幡	40	155.66	—	廃止	直営使用
⑨旧大和町牧町営住宅	大和	22	75.78	—	譲渡	直営使用
⑩郡上特別支援学校	大和	40	1,365.00	—	継続	無償貸与
⑪旧大和ふれあいの家	大和	58	1,017.75	—	廃止	有償貸与*
⑫旧白鳥ことばの教室	白鳥	28	607.23	—	譲渡	無償貸与*
⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所	白鳥	26	203.58	—	譲渡	無償貸与
⑭旧白鳥前田医師住宅	白鳥	38	428.18	—	譲渡	直営使用
⑮旧白鳥公民館	白鳥	51	946.70	—	廃止	有償貸与
⑯旧スズケン記念館	白鳥	38	659.75	—	廃止	直営使用
⑰高鷲畜産基地	高鷲	32	2,597.56	—	譲渡	有償貸与
⑱旧小川保育園	明宝	52	128.94	—	廃止	無償貸与
⑲旧明宝木工センター	明宝	30	572.00	—	譲渡	有償貸与
⑳旧明宝中央公民館	明宝	47	657.00	—	廃止	本館未利用、講堂無償貸与
㉑旧和良第2下請等共同作業所	和良	54	355.00	—	廃止	未利用
㉒旧和良第1共同作業所	和良	35	582.00	—	継続	未利用*
㉓旧和良保育園遊技場	和良	52	265.00	—	廃止	令和4年除却済

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		利用状況 (*は借地)
				機能	施設	
④旧和良庁舎	和良	57	1,293.11	一部 機能 継続	廃止	一部 CATV・行政ネットワークの機器室機能(令和2年移設済)、エコプラザとして使用中

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年(令和元年)現在

(2) 郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

普通財産は、基本的には所期の行政目的を達成し、市としては今後その目的で使用する必要がないものとみなした施設です。建物は、築年数が経過したもの、旧耐震基準で建築したものなど、安全性の面で危惧される施設が多くなっています。利用状況は、民間へ有償で貸付している施設が6施設、無償で貸付している施設が9施設、市が倉庫等で使用している施設が8施設、未利用のものが3施設となっています。

普通財産の管理運営に要する費用については、市が直接使用する施設以外は、基本的に市は建物の火災保険料のみを負担しており、光熱水費等の実費は貸与先の団体や法人等が負担しています。このため、普通財産には大きな維持管理費を要していませんが、市の責務として、安全性の面から耐震上課題がある施設や老朽化が顕著な施設を、今後も引き続き貸し付けることは管理責任を問われることから、耐震基準を満たさず老朽化が顕著な施設については、廃止する方向で検討します。なお、施設の状態を説明した上で現在の利用者が譲り受ける意向がある場合は、一定の条件を付して、譲渡について協議します。耐震基準を満たし、当分の間使用が可能な施設は、公共性や公益性の観点、また公平性の観点から、適正な賃貸料金を設定します。

普通財産は、所期の行政目的を達成していることから、今後、建替(改築を含む)、改修(耐震改修、大規模改修を含む)、修繕は実施しないことを原則とします。その上で、耐震上課題が認められる施設や老朽化が著しいなど、安全性が確保できない施設については廃止(除却)します。施設の状態を十分説明した上で、現在の使用者に譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。新耐震基準で建設した施設については、当分の間使用が可能なことから底地も含め、公共性や公益性を踏まえた適正価格での貸付又は譲渡について協議します。

なお、市が倉庫等で使用している施設については、施設内の物品等を整理し適切な場所に移転管理した上で、廃止します。

(3) 対象施設の利用実態及び課題(令和元年度)

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点(令和元年度実績)における各普通財産で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

① 旧美山診療所

美山診療所として設置した施設で、木造平屋建て、延床面積148㎡。昭和41年に旧耐震基準で建設し、建築から53年が経過し老朽化が顕著となっています。現在は、西和良まちづくり協議会に無償で貸与(契約期間:平成28年12月から令和8年12月まで)し、地域活性化のため、事務所、市民相談室等として使用されています。市は火災保険料9千円支出し、収入はありません。

② 旧小那比小学校

小那比小学校として設置し、平成15年3月の学校統合により普通財産としている施設で、木造2階建て、延床面積1,374㎡。昭和33年に旧耐震基準で建設し、建築から61年が経過し

老朽化が顕著となっています。施設は、旧校舎や体育館等で構成。現在は未使用で、市は火災保険料73千円を支出しています。

③ 旧小那比中学校

小那比中学校として設置し、平成10年3月の学校統合により普通財産としている施設で、木造2階建て、延床面積1,024㎡。昭和25年に旧耐震基準で建設し、建築から69年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は旧校舎や体育館等で構成。現在は、市外の社会福祉法人に有償で貸与（契約は自動更新）するとともに、地域住民と都市住民の交流活動の場として使用されています。市は火災保険料32千円を支出し、賃貸料として約200千円の収入があります。

④ 常盤町ふれあい会館

昭和43年に中部電力(株)が旧耐震基準で建設した建物を、昭和61年に旧八幡町が譲り受けたもので、鉄骨造2階建て・延床面積502㎡。建築から51年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は倉庫や広間（洋室・和室）等で構成。市有備品の倉庫や徹夜おどりの無料更衣室としての使用しているほか、縁日おどりの自治会利用や地区会等公共的団体の臨時的・短期的な使用に限り使用を許可しています。また、広間（洋室）の一部をシルバー人材センターに年間14千円で貸与しています。市は管理運営費67千円を支出しています。

⑤ 旧郡上八幡老人憩いの家

郡上八幡老人憩いの家として設置した施設で、鉄骨造2階建て、延床面積203㎡。昭和57年に新耐震基準で建設し、建築から37年経過し老朽化が進んでいます。施設は会議室や倉庫等で構成。現在は、相生連合自治会に無償貸与し、青少年育成事業の活動や公民館活動で使用されています。市は火災保険料1千円を支出し、収入はありません。

⑥ 旧西和良保育園

西和良保育園として設置した施設で、木造平屋建て、延床面積147㎡。昭和46年に旧耐震基準で建設し、建築から48年経過し老朽化が顕著となっています。施設は保育室や遊戯室などで構成。現在は西和良まちづくり協議会に無償貸与し、備品を保管する倉庫として使用されています。市は火災保険料9千円を支出し、収入はありません。

⑦ 旧西和良小学校

西和良小学校として設置し、平成31年3月の学校統合により普通財産としている施設で、木造・鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積1,386㎡。平成8年に新耐震基準で建設し、建築から23年が経過しています。

施設は普通教室（2室）、特別教室（7室）等で構成。現在は、旧校舎の一部を西和良まちづくり協議会に無償貸与し、地域活性化を図るための活動の場として使用されています。市は火災保険料200千円を支出し、収入はありません。

⑧ 学校記念館

八幡実科高等女学校校舎の作法室として設置され、昭和54年に移築した施設で、木造平屋建て、延床面積156㎡。大正14年に建設され、建築から94年経過し老朽化が顕著となっています。施設は大広間と台所で構成。現在は、市が八幡地域の民俗資料の保管場所として使用しています。市は火災保険料7千円支出し、収入はありません。

⑨ 旧大和町牧町営住宅

古今和歌集の解釈を代々相承する家系の住宅として設置した施設で、木造平屋建て、延

床面積76㎡。平成9年に新耐震基準で建設し、建築から22年が経過しています。

施設は3LDKの住宅で、現在は市の学術アドバイザーや薪能出演者等が必要に応じて宿舎として使用しています。管理運営は直営で、管理運営費（年間80千円）を市と郡上大和総合開発㈱（市が出資する第三セクター）で負担し、収入はありません。

⑩ 郡上特別支援学校

大和町立東小学校として設置し、平成13年の学校統合による廃校した施設を、平成17年から岐阜県立郡上特別支援学校（小学部・中学部）として使用されている施設で、鉄骨造2階建て、延床面積1,365㎡。昭和54年に旧耐震基準で建設し、平成16年に県が耐震補強工事を実施していますが、建築から40年経過し老朽化が進んでいます。

施設は校舎及び体育館で構成。岐阜県に無償貸与し収入・支出はありません。

⑪ 旧大和ふれあいの家

大和村立北小学校東弥分校として設置し、平成元年の学校統合による廃止を経て、平成4年に集団宿泊施設に転用し、平成22年まで使用していました。現在は普通財産として管理している施設で、木造2階建て、延床面積1,018㎡。昭和36年に旧耐震基準で建設し、建築から58年経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、事務室、宿泊室、研修室、食堂、保健室等で構成。現在は、事務室、食堂及び保健室をNPO法人に有償貸与し、法人の事務所及び倉庫として使用されています。市が支出する管理運営費は年間318千円、賃貸料として169千円の収入があります。

⑫ 旧白鳥ことばの教室

ことばの教室（言語通級指導教室）として設置し、北部子ども発達支援センターたんぼぼの設置に伴い平成25年に廃止し、普通財産としている施設で、木造平屋建て、延床面積607㎡。平成3年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過しています。

施設は、事業所及び倉庫で構成。現在は、市内の社会福祉法人に無償貸与し、生活介護のための障害福祉サービス事業所として使用しています。市の支出・収入はありません。

⑬ 旧白鳥町心身障害者小規模授産所

心身障害者小規模授産所として設置し、運営団体の法人化に伴い廃止し、普通財産に転用している施設で、木造平屋建て、延床面積204㎡。平成5年に新耐震基準で建設し、建築から26年経過しています。

施設は、事務所、作業所等で構成。現在も同法人（社会福祉法人）に無償貸与し、隣接する旧白鳥ことばの教室を含め障害者の生活介護の作業所として使用しています。市の支出・収入はありません。

⑭ 旧白鳥前田医師住宅

国保白鳥病院の医師宿舎として設置した施設で、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積428㎡。昭和56年に旧耐震基準で建設し、平成31年に屋根の防水改修を行いました。建築から38年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、3DK（2戸）、4DK（2戸）、合計管理戸数4戸で構成。現在は郡上警察署の宿舎として使用され、市は人件費を含む管理運営費15千円を支出し、家賃として503千円の収入があります。

⑮ 旧白鳥公民館

白鳥公民館として設置し、平成6年の白鳥ふれあい創造館の建設に伴い廃止して普通財産としている施設で、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積947㎡。昭和43年に旧耐震基準で建設し、建築から51年が経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、会議室、調理室などで構成。現在は1階を倉庫として市が使用、2・3階を郡上市商工会に有償貸与（契約期間：平成27年4月から令和7年3月まで）し、商工会海外研修生受入事業による研修生の宿舎として使用されています。市が支出する管理運営費は47千円、賃貸料として163千円の収入があります。

⑯ 旧スズケン記念館

㈱スズケンが自社の社員研修所として建設し、平成15年に市が有償で購入した施設で、鉄筋コンクリート造1階建て、延床面積660㎡。昭和56年に旧耐震基準で建設され、建築から38年が経過し老朽化が進んでいます。

施設は、研修室、洋室等で構成。現在は市の庁舎備品等の倉庫として使用し、管理運営費等の支出はありません。

⑰ 高鷲畜産基地

高鷲牧場として設置しましたが、平成18年に市の放牧事業の休止（水沢上牧場への集約）により普通財産としている施設で、鉄骨造（1階建て3棟、2階建て2棟）、延床面積合計2,598㎡。昭和62年～63年に新耐震基準で建設し、建築から31年～32年が経過しています。

施設は、肥育牛舎、繁殖牛舎、堆肥舎、管理棟、格納庫で構成。平成21年から個人に建物、土地を含めて有償貸与（契約期間：平成21年4月から令和6年3月まで）し、肉用牛の生産を目的として放牧事業に使用されています。市は火災保険料15千円を支出し、建物及び土地の賃貸料で297千円の収入があります。

⑱ 旧小川保育園

小川保育園として設置し、平成23年に小川小学校校舎内への機能移転に伴い普通財産としている施設で、木造平屋建て、延床面積129㎡。昭和42年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、保育室、遊戯室等で構成。現在は小川自治会が倉庫として使用しています。市は火災保険料7千円を支出し、収入はありません。

⑲ 旧明宝木工センター

木材加工や間伐材の有効活用等を行うことを目的に設置し、民間活力により維持管理するために平成25年に普通財産とした施設で、木造平屋建て、延床面積572㎡。平成元年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。

施設は、製造室、倉庫等で構成。現在は民間事業者の有償貸与（契約期間：毎年度自動更新）し、郡上産材を活用した割り箸や、木育のための木の玩具の製造を行う施設として使用しています。市は火災保険料21千円を支出し、賃貸料として684千円の収入があります。

⑳ 旧明宝中央公民館

明宝中央公民館として設置し、平成21年の新公民館体制への見直しに伴って普通財産としている施設で、本館は鉄筋コンクリート造2階建て・延床面積460㎡、講堂は鉄骨造1階建て・延床面積197㎡。いずれも昭和47年に旧耐震基準で建設し、建築から47年経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、集会室、調理室、講堂等で構成。現在、本館は未利用ですが、講堂を民間事業者等に無償貸与し、資材倉庫として使用されています。市は火災保険料等17千円を支出し、収入はありません。

㉑ 旧和良第2下請等共同作業所

稚蚕飼育所として設置しましたが、委託事業者の撤退に伴い未使用になり普通財産となりました。昭和63年からは民間事業者の有償で貸与し、作業所として使用されていましたが、現在は未使用となっています。施設は、鉄骨造1階建て、延床面積355㎡。昭和40年に旧耐震基準で建設し、建築から54年経過し老朽化が顕著となっています。管理室、作業所等で構成。市は火災保険料6千円を支出しています。

㉒ 旧和良第1共同作業所

縫製工場として設置しましたが、委託事業者の撤退に伴い未使用になり普通財産となりました。平成17年からは民間事業者の有償で貸与し、作業所として使用されていましたが、現在は未使用です。施設は、鉄骨造1階建て、延床面積582㎡。昭和59年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過し老朽化が進んでいます。事務所、作業所等で構成。市は火災保険料4千円を支出しています。

㉓ 旧和良保育園遊技場

和良保育園遊戯室として設置し、平成10年に和良保育園の移設新築に伴い普通財産としている施設で、木造2階建て、延床面積265㎡。昭和42年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過し老朽化が顕著となっています。施設は、隣接する和良小学校が物置として使用していましたが、令和4年に除却済です。

㉔ 旧和良庁舎

和良村役場（市役所和良庁舎）として設置し、平成27年に市役所和良庁舎の移転・新築に伴い普通財産としている施設で、鉄筋コンクリート造4階（地上3階、地下1階）建て、延床面積1,293㎡。昭和37年に旧耐震基準で建設し、建築から57年経過し老朽化が顕著となっています。

施設は、事務所や会議室、食堂等で構成。現在は庁用備品等の物置として使用し、また、地下車庫をエコプラザとして第1・3日曜日の午前中に使用しています。エコプラザ分を除く管理運営費は火災保険料12千円のみ支出し、収入はありません。

3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の普通財産のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

(1) 全体的な方向性について

普通財産は、所期の行政目的を達成していることから、今後、建替（改築を含む）、改修（耐震改修、大規模改修を含む）、修繕は実施しないことを原則とします。その上で、耐震上課題が認められる施設や老朽化が著しいなど、安全性が確保できない施設については廃止（除却）します。施設の状態を十分説明した上で、現在の使用者に譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。新耐震基準で建設した施設については、当分の間使用が可能なことから底地も含め、公共性や公益性を踏まえた適正価格での貸付又は譲渡について協議します。

なお、市が倉庫等で使用している施設については、施設内の物品等を整理し適切な場所に移転管理した上で、廃止します。

(2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

① 旧美山診療所

【適正配置計画における対応方針】

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。
- 施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 50 年以上経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

② 旧小那比小学校

【適正配置計画における対応方針】

- 未利用であり、耐震基準を満たさない老朽化が顕著な施設であることから、安全性を考慮し廃止（除却）します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 60 年以上経過し、安全性が危惧されることから除却時期を調整します。

③ 旧小那比中学校

【適正配置計画における対応方針】

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。
- 施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 70 年近く経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

④ 常盤町ふれあい会館

【適正配置計画における対応方針】

- 耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、庁用備品を整理移転し廃止します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 50 年以上経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に現在の使用者と協議し、備品の移転が完了した段階で除却時期を調整します。

⑤ 旧郡上八幡老人憩いの家

【適正配置計画における対応方針】

- 耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。
- 譲り受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 37 年経過の施設で、当分の間使用が可能なことから、令和 4 年度中に施設の修繕等のあり方を含め譲渡について協議します。譲り受けの意向がない場合、修繕が必要となった段階で廃止（除却）について協議します。

⑥ 旧西和良保育園

【適正配置計画における対応方針】

- 施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。
- 施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から約 50 年経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

⑦ 旧西和良小学校

【適正配置計画における対応方針】

- 耐震基準を満たし、当分使用が可能なことから、地元の意向を尊重しつつ有効活用について検討します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 23 年経過の施設で、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者の意向を尊重しつつ有効活用を検討します。

⑧ 学校記念館

【適正配置計画における対応方針】

- 耐震基準を満たしておらず、著しく老朽化していることから、収蔵する地域の民俗資料については、他の施設との一体的な展示方法について検討するとともに、施設は廃止（除却）します。

【行動計画】

- 大正時代に建設され、90 年以上経過し、安全性が危惧されることから、収蔵資料の収容先を令和 4 年度までに関係課と協議し、資料の整理が完了した段階で除却時期を調整します。

⑨ 旧大和町牧町営住宅

【適正配置計画における対応方針】

- 耐震基準を満たし、建築から 22 年経過した施設で当分の間使用が可能なことから、住宅としての譲渡を検討します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 22 年経過の施設で、当分の間使用が可能なことから、関係者と施設の修繕等のあり方を含め譲渡に向けた協議を進めます。

⑩ 郡上特別支援学校

【適正配置計画における対応方針】

- 岐阜県が設置する特別支援学校（小学部・中学部）の校舎として貸与している施設であり、県が使用している間は継続します。
- 県が閉校する場合は、建築から 40 年経過し老朽化が進んでいることから廃止（除却）します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 40 年経過していますが、耐震改修工事を実施し耐震基準を満たしています。必要な修繕を行いながら当面継続しますが、支援学校を閉校した段階で関係者と廃止（除却）に向けた協議を進めます。

⑪ 旧大和ふれあいの家

【適正配置計画における対応方針】

○施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から約 60 年経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

⑫ 旧白鳥ことばの教室

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。

○譲り受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 28 年経過の建物で、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者の意向を尊重しつつ、施設の修繕等のあり方を含め譲渡に向けた協議を進めます。譲り受けの意向がない場合、修繕が必要となった段階で廃止（除却）について協議します。

⑬ 旧白鳥町心身障害者小規模授産所

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。

○譲り受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 26 年経過の建物で、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者の意向を尊重しつつ、施設の修繕等のあり方を含め譲渡に向けた協議を進めます。譲り受けの意向がない場合、修繕が必要となった段階で廃止（除却）について協議します。

⑭ 旧白鳥前田医師住宅

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たしていないものの、屋根の修繕を行ったことから、施設の状況を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

○譲り受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

【行動計画】

- 旧耐震基準で建設し、建築から 38 年経過の建物で老朽化が進んでいますが、平成 31 年に屋根の防水改修工事を実施し、当分の間使用が可能なことから、関係者と施設の修繕等のあり方を含め譲渡に向けた協議を進めます。譲渡の意向がない場合、修繕が必要となった段階で廃止（除却）について協議します。

⑮ 旧白鳥公民館

【適正配置計画における対応方針】

○施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 50 年以上経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

⑯ 旧スズケン記念館

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、庁用備品を整理移転し廃止します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 38 年経過し老朽化が進んでいることから、庁用備品の収容先を令和 4 年度までに関係課と協議し、移転が完了した段階で除却の時期について調整します。

⑰ 高鷲畜産基地

【適正配置計画における対応方針】

○既定の方針に基づき、譲渡に向けた協議・調整を進め、令和 6 年の譲渡を目指します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 30 年程度経過の施設で、当分の間使用が可能なことから、普通財産化時の国庫補助金の適法化に関する協議を経て、令和 6 年以降に譲渡する方針が決定しており、譲渡に向けた協議を関係地域と行います。

⑱ 旧小川保育園

【適正配置計画における対応方針】

○施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。
○施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準の建物で、建築から 50 年以上経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

⑲ 旧明宝木工センター

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。
○譲り受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から 31 年経過の建物で、当分の間使用が可能なことから、関係地域と施設の修繕等のあり方を含め譲渡に向けた協議を進めます。譲り受けの意向がない場合、修繕が必要となった段階で廃止（除却）について協議します。

⑳ 旧明宝中央公民館

【適正配置計画における対応方針】

○施設は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であることから、安全性を考慮し廃止（除却）することについて、現在の使用者と協議します。
○施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。

【行動計画】

- 旧耐震基準で建設し、建築から 50 年近く経過し、安全性が危惧されることから、令和 4 年度中に施設の状態説明を行い廃止（除却）について、現在の使用者と協議します。

⑳ 旧和良第2下請等共同作業所

【適正配置計画における対応方針】

○未利用であり、耐震基準を満たさない老朽化が顕著な施設であることから、安全性を考慮し廃止（除却）します。

【行動計画】

- 旧耐震基準で建設し、建築から50年以上経過し、安全性が危惧され、現在未使用なことから除却時期を調整します。

㉑ 旧和良第1共同作業所

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たし、当分の間使用が可能なことから、有効活用を検討します。

【行動計画】

- 耐震基準を満たし、建築から35年の施設であり、当分の間使用可能なことから、現在の使用者と施設の修繕等のあり方を含め譲渡に向けて協議します。

㉒ 旧和良保育園遊技場 令和4年に除却済

㉓ 旧和良庁舎

【適正配置計画における対応方針】

○耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なこと、ケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器の移転先が確保されていること、エコプラザのスペースについては旧和良第1共同作業所の施設の有効活用の中で検討することから当施設については廃止（除却）します。

【行動計画】

- 旧耐震基準で建設し、建築から60年近く経過し、安全性が危惧されることから、エコプラザスペースの移転先と備品等の収容先を関係地域と協議し、収容先が確保された段階で除却の時期を調整します。

(3) スケジュール（ロードマップ）

施設名等		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	処分基準の策定 普通財産の貸付譲渡等にかかる 適正価格の検証検討・適用 除却計画の策定	→→ 処分基準の策定 価格の検証及び適正価格の検討		→→→→→→ 策定及び検討結果に基づく対応 →→→→ 除却計画の策定	
	④常盤町ふれあい会館 ⑧学校記念館 ⑬旧ズケン記念館 ②旧小那比小学校 ㉑旧和良第2下請等共同作業所	} →→→ 備品・収藏品等の整理		} ↓ →→→→ 除却時期の調整	
	⑤旧郡上八幡老人憩いの家 ⑨旧大和牧町営住宅 ⑫旧白鳥ことばの教室 ⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所 ⑭旧白鳥前田医師住宅 ⑰旧明宝木工センター ㉒旧和良第1共同作業所	→→→→ 譲渡について協議		→→→→→→ 協議結果に基づく対応	

施設名等	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
①旧美山診療所 ③旧小那比中学校 ⑥旧西和良保育園 ⑪旧大和ふれあいの家 ⑮旧白鳥公民館 ⑱旧小川保育園 ⑳旧明室中央公民館	→→→→ 廃止(除却)について協議		→→→→→→ 協議結果に基づく対応	
⑦旧西和良小学校	→→ 有効活用に関する検討		→→→→→→ 検討結果に基づく対応	
⑩郡上特別支援学校	→→→→→→→→ 必要な修繕を行いながら当面継続			
⑰高鷲畜産基地	→→→ 施設の譲渡に向けた協議・調整			→ 譲渡
⑳旧和良庁舎	→→ エコプラザ機能移転の 検討		→→→→→→ エコプラザ機能の移転、備品収蔵品等移転、 除却の実施	
	→→ 備品、収蔵品等の整理			

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 建物除却計画の策定

施設の除却に際しても多くの財政支出が必要となることから、除却の優先順位の考え方を示すとともに、大規模改修等の平準化を図る保全計画と調整しながら、除却計画を策定します。

② 施設の有効活用の仕組みづくり

現在の利用者に施設を譲り受ける意向のある場合は円滑に譲渡が行えるように、民間移譲に関する指針を示したガイドラインを策定します。

③ 備品等の整理基準の策定と移転先の確保

備品等の状態や今後の利活用見込み、必要性等の整理基準を策定するとともに、余剰スペースが見込まれる施設の再編行動計画と調整しながら、移転先を確保します。

(2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。令和3年4月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
利用団体	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方、移転先、管理、譲渡等

参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整	企画課、契約管財課、財政課、各振興事務所
主幹課 (施設利用)	備品・収蔵品等の整理 (学校記念館)	社会教育課
	備品・収蔵品等の整理 (常盤町ふれあい会館)	商工観光部、総務課
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)